

内閣参質一八九第二二四号

平成二十七年八月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

参議院議員藤末健三君提出自衛隊法第三条からの「直接侵略及び間接侵略に対し」の削除と専守防衛の関連に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出自衛隊法第三条からの「直接侵略及び間接侵略に対し」の削除と専守防衛の関連に関する再質問に対する答弁書

一から六までについて

現在、国会に提出している我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案については、我が国の周辺諸国を含む諸外国に対し説明してきており、例えば、米国、豪州、フィリピン、ベトナム、ドイツ、フランス等から理解を得ているところであるが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、相手国との関係もあり差し控えたい。

「今まで専守防衛を旨として任務を遂行してきた多くの自衛官にとっても認められないのではないか」とのお尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年六月二十二日内閣参質一八九第一六五号）三から五までについてでお答えしたとおりである。

